2021 度　№2

消費生活情報つうしん

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の

コンちゃん と **シュマー君** が

送り付け商法❗（ネガティブオプション）

についてお知らせします。

発行：東近江市市民生活相談課
0748－24－5619　050-5801－5635

シュマー　たいへんや。たいへんや。

コン　どうしたの？シュマー君。

シュマー　そやかて、たいへんなんや。あんな、さっき、おかしなもんが届いたんだにゃ。

コン　おかしな物ってなんだい？

シュマー　わからへん。実はまだ、受け取ってにゃいんだにゃぁ。　そやかて、「お金を払わにゃいなら、渡さない。」って言われたんだにゃ。
実は僕、今、お金がないんだにゃ。

コン　毎月毎月たいへんだね。ところで、シュマー君が買ったものじゃないの？

シュマー　さすがの僕も、お金がにゃいのに、買ったりしないにゃ。
おじいちゃんに、お金を借りようと思ったんだけど、あいにく、みんな留守だったんだにゃ。でも、僕宛に間違いにゃいの。他は、外国語で、ごにょごにょって書いてたから、わからないにゃ。困ったにゃ。

コン　だったら、受け取らなくてもいいじゃない。「代金引換」は、お金と引き換えでしか、荷物を受け取ることはできないんだ。でも、お金を払って受け取ったり、中身を確認するために開封すると、運送会社に返品することはできなくなるし、お金も返してもらえないんだ。多分、その制度を悪用した詐欺だと思うよ。

シュマー　　にゃにゃんと！詐欺にゃのか。

コン　　「送り付け商法・ネガティブオプション」といわれるものだよ。この場合、届いたら、すぐに処分してもかまわない。でも、今回は、「代金引換」で送られてきたから、お金を払わないと受け取れないし、お金を払うと、詐欺なら、返金してもらえないことになる。だから、配達の人に「注文していないから、受け取り拒否をする」と伝えてみてはどうかな。詳しくは消費生活センターに相談してみてね。

シュマー　　お金がなくって得したにゃ。コンちゃん、ありがとうにゃ。

☆☆☆　特定商取引法の改正により令和３年７月６日以降

「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能」となりました。☆☆☆

◆◆◆代金を支払ってしまうと、お金は戻らないので気をつけてください。◆◆◆

東近江市民のための消費生活相談窓口

東近江市消費生活センターへ

〒527-8527　東近江市八日市緑町 10－5　（市民生活相談課内）

◆　**相談専用電話　0748－24－5659　050-5801－5659**

◆　**相談時間　9:00～12:00　13:00～16:00（土・日・祝祭日・年末年始は休み）**

お早目のご相談を

借金でお悩みの方もご相談ください